

# 募集要項

## 令和6年度 感染症危機管理リーダーシップ研修

(厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業)

### ■ 対象者・受講資格

1. 将来、地域の感染症危機管理対応においてリーダーシップを発揮し、活躍する意欲のある者
2. 研修に専念し、全ての座学及び実践研修を受講できる者
3. 都道府県、政令市、特別区及び保健所設置市がある自治体職員<sup>※1</sup>（保健所職員、地方衛生研究所職員及び医療機関の職員を含む。）
4. 感染症に関連する職務経験<sup>※2</sup>が概ね10年程度のミッドキャリア層（50歳以下）、役職経験を有する者で、その所属機関の上長が適当と認め、推薦する者
5. 国家公務員倫理規定や情報セキュリティポリシー等について理解し、遵守できる者

<sup>※1</sup>現在は自治体職員ではないが、派遣時に自治体職員の身分で研修に参加できる者を含む。

<sup>※2</sup>感染症に関連する職務経験については、臨床、行政、研究、広報、コミュニケーションなど幅広く考慮する。研修生に医療に関連する資格は必ずしも必要でないが、公衆衛生等の個々の専門分野に応じた高度な知識を有するものが望ましい。

### ■ 定員

5名

### ■ 申込方法

都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区の主管部局（以下「衛生主管部局」という。）において以下の必要書類を取りまとめ、メール送付にて感染症危機管理リーダーシップ研修事務局へ申込をお願いします（個人での申込は受付けておりません）。なお、③所属機関における上長の推薦書については、推薦書の作成者より直接、当該事務局宛にメールにて送付願います。

同一の衛生主管部局から2名申込む場合には、研修推薦名簿を必ず添付してください。

3日～7日以内（土日祝日除く。）に受領メールを事務局より返信します。受領メールが届かない場合にはお問い合わせ先に御連絡ください。

### 【必要書類】

#### （衛生主管部局が作成する書類）

- ① 衛生主管部局の推薦書（記載例参照）
- ② 衛生主管部局の研修推薦名簿（指定）※同一の衛生主管部局から2名応募する場合に提出

### (応募者の所属機関が作成する書類)

③ 所属機関における上長の推薦書（指定）

※上長とは、研修を希望する者の所属部署または課室の長、直属の上司などで、業務を日常的に管理または協力して従事することを通じて、希望者本人をよく知る人物といたします。

※他の書類とまとめて提出せず、推薦書の作成者より直接事務局宛にメールにて送付願います。

④ 所属機関の研修推薦・参加承諾書（指定）

### (応募者が作成する書類)

⑤ 研修申込書（指定）

### 【送付先】

感染症危機管理リーダーシップ研修 事務局

（厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業）

Email : le-jinzai★hosp.ncgm.go.jp（★を@に変えてください。）

### ■選考について

応募期間：令和6年6月24日（月）～7月12日（金） **※必着**

1次選考（書類選考）：書類選考の結果については、令和6年7月19日（金）目処で事務局から、応募いただいた衛生主幹部局にメールで連絡します。

2次選考（面接試験）：令和6年7月25日（木）にWebで実施します。

受講決定：令和6年8月中旬

### ■研修生の決定について

1. 1次選考（書類選考）後に2次選考（面接試験）を行い、受講の可否を決定します。
2. 研修生の決定には、ジェンダーバランスを含めた多様性やコミュニケーション能力を考慮します。
3. 研修生決定通知及び関係書類は事務局から、応募いただいた衛生主幹部局宛にメール連絡いたしますので、研修申込者に御連絡をお願いします。
4. 研修生の決定後に応募時の研修申込者と異なる者への変更は認めておりません。
5. 研修生の決定後の受講辞退は原則認めておりません。

### ■身分・処遇等

研修の間、各研修受入機関の研修生となります。

ただし、研修生に対する給与・諸手当等は派遣元において負担となります。

## ■ 受講料

受講料は必要ありません。

## ■ お問い合わせ先 （お問い合わせは原則、Email でお願ひします。）

感染症危機管理リーダーシップ研修 事務局

（厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業）

〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1

国立研究開発法人国立国際医療研究センター 企画戦略局 研究医療部 研究開発連携室

TEL:03-3202-7181(代表)

Email : le-jinzai★hosp.ncgm.go.jp (★を@に変えてください。)

## ■ その他

- 受講料は発生しませんが、移動費、交通費、食費、滞在費等は自己負担または派遣元が負担するものとします。
- 医療機関の研修中に、病原体の伝播者（不顕性感染者を含む）となる事を防ぐため、研修前のウイルス抗体価測定またはワクチン接種をお願いしており、受講決定後にウイルス抗体価陽性基準値を上回っている事またはワクチン接種歴を示す病院実習誓約書への記載が必要となります。なお、病院実習誓約書は受講決定後に配布いたします。詳細はホームページのFAQをご確認ください。
- 派遣元の衛生主管部局において、研修生の代替職員を雇用する場合には、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を活用することができます。
- 受講に際し、国際医療研究センター敷地内の寄宿舍を利用することができます。利用を希望される研修生は受講決定後に別途お申込みください。ただし、寄宿舍の入居状況等により御希望に添えない場合がありますのであらかじめ御了承ください。また、寄宿舍には受講生用駐車場はありません。自動車の持ち込み・通学は出来ませんのでご注意願ひします。
- 令和7年4月1日より国立国際医療研究センターと国立感染症研究所を統合し、新たな法人として「国立健康危機管理研究機構」を設置することとなったため、一部の研修機関や事務局の名称が研修中に変更となります。
- 受講決定に至らなかった方の応募書類・応募データはすべて事務局にて責任を持って廃棄いたします。